



第54号 発行所 鹿見島市秘書課 編集人 山下 迅夫 印刷所 南日本新聞社印刷局

7月の行事

- 1日~7日 住民登録簿 出効行週間
1日~5日 事業所統計 調査
10日 磯鴨池海水 浴場開き
11日 国旗制定百 年記念日
16日 農業委員選 挙 市内中学野 球大会
16日~18日 九州地区大 学体育大会
20日 市民納涼大 会 古里キヤン プ開き 自転車鑑札 の取替え開 始 海の記念日
21日 小学校夏休 み
25日 祇園祭

農業委員 選挙 七月十六日

市民税

税率が軽くなる

このほき地方税法が改正されましたので、これに伴って鹿見島市の市税 条例も改正されました。この市税条例の市税と固定資産税をい

固定資産税も

新設の県民税について

市民税の一部を改めて新設の県民税と併せて納付しなければならぬ

市民税

市民税の改正の重なる点(は県民 税の新設)ともなる税率の引き下

きん等割

市民税のきん等割は五百円から 四百円に軽減されました。しかし

所得割

県民税は市税の一部を移した ものでありますから改正後の市民

扶養控除額

扶養控除額については扶養親族 一人につき課税所得金額三万

扶養親族の認定範囲

課税所得金額というは総所 得金額から基礎控除額(本年度

納税義務者

納税義務者と二階に暮す配偶者 及びその親族は前年の所得

われらの郷土 わたくしたちは 郷土を愛します

私たちは郷土に育ち、郷土に生活している。 私たちは郷土に誇り、郷土を愛する。 私たちは郷土を誇り、郷土を愛する。 私たちは郷土を誇り、郷土を愛する。



市の時間

市ししては市政をどのよう に行っているか市民の皆様に知

事業所統計調査

この調査は課税、労働関係規 定の調査と統計以外の目的に

比志島瀧

梅雨があければ 夏です。 夏には山、海を あつたかといま、で知らずには

この調査は課税、労働関係規 定の調査と統計以外の目的に 使われることになっております。

